（特定用語の使用基準） **第８条**　事業者は、募集型企画旅行の品質、内容、価格等に関する次の各号に掲げる用語の使用については、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(3)　（略） (4)　確約、指定等の用語 「確約」、「指定」等の用語については、施行規則に定めるところにより使用することができる。	（特定用語の使用基準） **第８条**　事業者は、募集型企画旅行の品質、内容、価格等に関する次の各号に掲げる用語の使用については、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(3)　（略）
（不当な二重価格表示の禁止） **第12条**　事業者は、募集型企画旅行の旅行代金について、一般価格、通常販売価格、一般標準価格、市価その他の価格と比較した二重価格表示をしてはならない。ただし、同一の募集型企画旅行について最近相当期間にわたって実際に販売されていた旅行代金との比較又は同一の募集型企画旅行の旅行代金であってその旅行代金がいつの時点でどの程度の期間販売されていたか等その内容を正確に表示した場合の当該旅行代金との比較は、この限りでない。	（不当な二重価格表示の禁止） **第12条**　事業者は、募集型企画旅行の旅行代金について、一般価格、通常販売価格、一般標準価格、市価その他の価格と比較した二重価格表示をしてはならない。ただし、同一の募集型企画旅行について最近相当期間にわたって実際に販売されていた旅行代金との比較は、この限りでない。

附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日以前に作成された募集型企画旅行の説明書面及び募集広告の表示については、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第二百十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十六年七月一日から施行する。

なお、平成二十五年総務省告示第二百七十六号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十六年六月三十日限り廃止する。

平成二十六年六月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）	備　考
66.2MHzから66.5MHzまで	関東総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
	北陸総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
	近畿総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
66.2MHzから66.6MHzまで	信越総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	66.5MHzから66.6MHzまでの周波数の範囲の使用は、新潟県の区域に限る。
72.54MHzから72.66MHzまで	近畿総合通信局管内	平成31年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	北陸総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
	東海総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
	近畿総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
73.55MHzから73.75MHzまで	信越総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
143MHzから143.21MHzまで	東北総合通信局管内	平成31年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	北陸総合通信局管内	平成31年６月30日まで	５W以下	陸上及びその上空での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成31年６月30日まで	50W以下	上空での使用は、等価等方輻射電力５W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成30年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.202MHzから146.218MHzまで	東海総合通信局管内	平成30年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
146.33MHzから146.61MHzまで	近畿総合通信局管内	平成30年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
146.95MHzから147.21MHzまで	東北総合通信局管内	平成31年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	東海総合通信局管内	平成30年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成30年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHzから147.86MHzまで	信越総合通信局管内	平成31年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
150.502MHzから150.518MHzまで	北海道総合通信局管内	平成31年６月30日まで	１W以下	
150.842MHzから150.858MHzまで	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
151.022MHzから151.038MHzまで	東北総合通信局管内	平成31年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成31年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
151.862MHzから151.878MHzまで	東北総合通信局管内	平成31年６月30日まで	50W以下	
	関東総合通信局管内	平成31年６月30日まで	50W以下	
	信越総合通信局管内	平成31年６月30日まで	50W以下	
	北陸総合通信局管内	平成31年６月30日まで	１W以下	